

令和 8 年度青森市転作推進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の水田における不作付地の拡大を抑制するため、国の経営所得安定対策に呼応して青森市地域農業再生協議会が定める青森市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに基づき、転作推進事業を行おうとする団体等に対して補助金を交付し、もって将来にわたり持続可能な水田農業の確立及び食料自給率の向上並びに本市の水田農業振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「転作推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 地域振興作物等産地化推進事業 転作田において、トマト、バサラコーン、ピーマン、ねぎ、きゅうり、たまねぎ、麦及びそばの作付面積拡大と定着化を図り産地化を推進し、食料自給率向上を目指す事業
- (2) 転作営農効率化支援事業 転作作物のうち、高収益化が期待できるトマト及びバサラコーンの生産量を拡大することにより、転作営農の基盤強化を図り、将来にわたる持続可能な農業の確立を目指す事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる事業実施主体が行う転作推進事業の区分に応じ、同表に定める経費とし、補助金の額は、予算の範囲内で同表に定める額とする。

(交付の制限)

第 4 条 補助金は、その交付申請の際に転作推進事業を行おうとする団体等が市税を滞納しているときは、交付しない。

(取扱方法)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年青森市規則第 62 号）の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第3条関係）

令和8年度青森市転作推進事業補助金の補助対象経費及び補助金の額

整理番号	転作推進事業	事業実施主体	補助対象経費及び補助金の額	補助対象者等																											
1	地域振興作物等産地化推進事業	農業協同組合及び青森県米穀集荷協同組合傘下の米穀集荷業者	<p>【補助対象経費】 排水対策、土壌改良等の水田の畑地化に係る経費並びに耕起・は種・収穫等の作業及び資材に係る経費</p> <p>【補助金の額】 担い手農家（青森市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに掲載された担い手をいう。）の作付面積1a当たりの単価は、次の表のとおりとする。（㎡単位まで計算し、1円未満は切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="488 875 1058 1330"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>市奨励作物</th> <th>単価(円/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">高収益作物</td> <td rowspan="2">重点作物</td> <td>トマト</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>バサラコーン</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他作物</td> <td>ピーマン</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>ねぎ</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>きゅうり</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>たまねぎ</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地利用型作物</td> <td>麦</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>そば</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 単価調整 予算の範囲を超える作付があった場合には、麦及びそばで単価調整を行う。</p>	区分		市奨励作物	単価(円/a)	高収益作物	重点作物	トマト	300	バサラコーン	300	その他作物	ピーマン	200	ねぎ	200	きゅうり	200	たまねぎ	200	土地利用型作物		麦	150			そば	150	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合若しくは青森県米穀集荷協同組合傘下の米穀集荷業者に所属する農業者又は農業協同組合に所属する集落営農組織及び転作組合（次に掲げるものに限る。） <p>① トマト、ピーマン、ねぎ、きゅうり、たまねぎ、麦、そばを作付けする農業者については、青森市内の全ての担い手農業者</p> <p>② バサラコーンを作付している農業者については、国が行う経営所得安定対策に伴い青森市地域農業再生協議会が定める産地交付金の対象の担い手農業者</p> <p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米の生産調整を実施していること。 集落営農組織にあつては、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づく農地利用集積を行う担い手で農用地利用規程に位置付けられた組織をいう。）と同様の要件を満たし、構成する農業者全員が、米の生産調整を実施していること。 転作組合にあつては、規約を有し、転作作物の生産に係る作業を地権者から受託し、構成する農業者全員が、米の生産調整を実施していること。 <p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青森市地域農業再生協議会において作成した水田活用の
区分		市奨励作物	単価(円/a)																												
高収益作物	重点作物	トマト	300																												
		バサラコーン	300																												
	その他作物	ピーマン	200																												
		ねぎ	200																												
		きゅうり	200																												
		たまねぎ	200																												
土地利用型作物		麦	150																												
		そば	150																												

				<p>直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書の写しの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作付状況の現地確認 ・販売実績を確認、証明できる書類の写しの確認 ・作業受委託契約書の写し及び作業日誌の確認（集落営農組織及び転作組合が実施した取組に限る。）
2	転作営農効率化支援事業	5戸以上の農業者で組織される団体及び農業法人	<p>【補助対象経費】 営農計画書の作成、耕起・は種・収穫等の作業及び作業委託、研修会、転作作物販売促進に係る会議並びに営農効率化の取組に係る経費</p> <p>【補助金の額】 1組織につき1,000,000円以内の額</p> <p>※ 事業を実施しようとする事業実施主体が2以上ある場合で、補助対象経費の額が予算の範囲を超えるときは、別に定めるところによる。</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5戸以上の農業者で組織される団体及び農業法人のうち、次のいずれにも該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ① 規約等により組織（代表者を含む。）及び運営についての定めがあること。 ② 高収益作物のうち重点作物であるトマト又はバサラコーンを作付けしていること。 ③ 転作営農効率化支援事業に係る事業取組計画を策定していること。 <p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和10年度における生産量拡大に係る事業目標を設定し、同年度までの間、毎年度、当該年度における生産量の実績について、当該年度の3月15日までに市長に報告すること。 ・営農計画書を提出しており、青森市地域農業再生協議会の定める生産数量目標を達成している又は生産量の拡大を通して生産数量目標を達成することが見込まれること。 ・次に掲げるいずれかの営農効率化の取組を実施していること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 土壌診断に基づく施肥設計

				<p>② スマート農業(ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用する農業をいう。)機器の活用</p> <p>③ 緑肥作物の利用</p> <p>④ ペレット堆肥もしくは混合堆肥複合肥料の利用</p> <p>⑤ 実需者(食品加工業、外食産業、仲卸業等の事業者等をいう。以下同じ。)と結び付いた生産・販売の実施</p> <p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌診断書の確認 ・ 活用機器を撮影した写真の確認 ・ 緑肥作物の種子を購入したことが確認できる書類の確認及び作付状況の現地確認 ・ ペレット堆肥又は混合堆肥複合肥料を購入したことが確認できる書類の確認 ・ 実需者と締結した販売契約書等の確認
--	--	--	--	---